

11月21日の澁谷審議官による記者ブリーフ概要

まずは昨日の残りから報告。19日の3時間目、夜7時過ぎから9時過ぎまで、政府調達について議論された。翌20日は、1時間目の午前中に労働をやり、午後の2時間目に原産地規則をやり、夜の3時間目は貿易円滑化とSPSをやった。つまり、20日は都合4つの分野を取り上げたことになる。朝9時から夜10時まで、今日はフルにやった。

本日のブリーフィングでは昨日の政府調達から、20日の分は最後のSPSまでご報告する。結論を先にいうと、いずれの分野も、かなり整理が進んで、シンガポールへ向けた論点の絞り込みが非常に順調に進んだし、その際の我が国の貢献もかなり大きいものがあった。

<政府調達 (GP) >

政府調達は、既存のWTOの政府調達協定(GPA)に入っている日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの4か国以外の国に政府調達市場を開放することを求めるという構図になっており、我が国がTPP参加によって大きなメリットを受ける分野の1つとなっている。我が国はこの分野ではもっとも解放されている国であり、昨日のサービス同様、攻めの分野となっている。テキストについて、まだ未解決の部分、いわゆるブラケットが残っているところがあるが、我が国にとって大きな問題となるものは少なく、我が国はむしろこの分野では妥結に向けた調整能力を発揮しているところ。昨日の首席交渉官会合では、分科会の報告を受けるとともに、いくつか残った論点の整理をした。また、テキストではない、国ごとの具体のマーケットアクセス交渉は、一部の国のオファーをもう少し改善できないか、という大詰めの交渉を行っているところ。政府調達の分科会も、19日から22日まで開催されるので、その間に精力的な交渉を行い、この分野はソルトレイクシティでなるべく実質的な合意に近いところまで持っていきたいという意気込み。

<労働 (Labor) >

20日の午前、1時間目は「労働」を扱った。このような新しい分野を、通商協定に盛り込むこと自体が21世紀型であり、環境と並んで「手さぐり」状態でテキストをまとめようと努力が続いている分野。基本は、貿易や投資を促進することと、労働者の適正な権利保護を両立させるという姿勢であり、貿易、投資促進のために労働基準などを不当にゆるめたりしないことを確認することがベースになっている。そのあたりの認識までは共有されるが、これをどの程度厳格に書くかというところで、国同士の意見が異なることになり、これまで何度も中間会合などで意見のすり合わせを行ってきた。細かい点も含めて、未合意の箇所が結構多く、環境よりも難航度が高いかもしれない、と言われていたが、ソルトレイクシティに向けて各国の交渉官が精力的に調整を行い、本日の首席交渉官会合に出された論点は数点に絞られていた。そのうちの1つは、かなり時間かけて議論した難問だが、最後には日本が引き取って調整案を作成することとなり、ソルトレイクシティにいる間に片付けよう、ということになった。労働の分科会は、一応、19日、20日とセットされているが、場合によっては21日もやるかもしれない。

<原産地規則 (R00) >

2 時間目の午後は、「原産地規則」を 4 時間みっちり扱った。原産地＝物品の「国籍」を決定するためのルールである。現在は、複数の国にまたがって生産が行われる物品が数多く存在することから、関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存する場合が多いので、ルールを決める必要がある。現状では、各国や、地域貿易協定でそれぞれ定めることとしているので、TPP においても、TPP の原産地規則というものを明確にしなければならない。部品調達や生産ネットワークのグローバルサプライチェーンが進展する中で、各国の原産地規則がバラバラであると、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。たとえば同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させる。したがって、TPP のような比較的多くの国が参加する地域協定でこのルールを共通化することの意味は非常に大きい。原産地規則の共通ルール化により、TPP 参加国間で生産、サプライチェーンを促進し、大企業だけではなく中小企業もより活動しやすくなる。あくまで一般論で申し上げれば、通常、通商協定における原産地規則の条文は、基準そのものやその計算方法などを書くセクションと、税関における手続や証明書などの手続的規定を書くセクションに大別される。TPP における原産地規則の分科会は、精力的に中間会合を行い、今月はじめまでもメキシコで中間会合を開催していた。これまでの交渉で、手続的規定の部分について、ある程度まで整理がされたので、ソルトレイクシティでは、基準についての技術的な詰め、さらには「累積」についての考え方の整理などを行い、合意に向けた大詰めの作業を行うことになる。さらに、一般的な基準を適用しにくい品目については、個別に品目別規則 (PSR) を別表、附属書の形で定める必要がある。TPP の場合、これが数千ラインに及ぶので膨大な作業となる。まだかなりの数のラインが残っている。原産地規則の分科会は先週 12 日から始まっており、24 日までびっしりとスケジュールが組まれている。我が国の交渉官もかなり疲弊しているようだ。PSR の作業は最終的には物品の関税撤廃交渉の結果を見ないとできないものも多いので、事務作業は最後まで残ると思うが、ソルトレイクシティで、可能な限り整理するというで頑張っているようだ。

<税関手続 (Customs) >

夜の 3 時間目は、最初に税関手続について議論した。従来のチャプター分類では「貿易円滑化」とよばれている分野になるが、このチャプターのテキストの大部分はほぼ収束しており、税関手続に係る一部の論点だけが残されていた。これまでも分科会は開催せず、残された論点について主として電子メールなどで調整が行われてきており、ソルトレイクシティでも分科会は開催されない。今日の議論では、調整がつかない論点はテキストから落とすことで合意するなど、議論は完全に収束に向かっている。

<SPS>

3 時間目残りの時間で SPS を扱った。SPS は、国民の食の安全や健康に関わる分野で、国民の関心も高い。本日も、参議院の委員会でも質問があった。Sanitary and Phytosanitary Measures (衛生と植物防疫のための措置) というもので、WTO 協定の附属書の 1 つとして SPS 協定というものが既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論がなされている。日本語だと誤解があるかもしれないが、検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク

評価方法など、食品安全や、動植物の健康に関する措置（SPS 措置）を対象としているもの。テキストの大枠は割と早い段階で整理された。やはり各国とも気になる分野であるので、結論から言えば、あまり大きな冒険ができないということで認識が共有されてきたもの。一言でいえば、「科学的な原則に基づいた措置」ということで、食の安全に関する我が国の制度を変えろと攻められるのではないかという、心配されているような議論はされていない。いくつか論点は残っているが、これまで何回か電話会議などで調整し、論点は数個に絞られている。そのうちのいくつかについては、日本が調整案を提示し、本日の会議ではそれをもとにほぼ合意がされたところ。残された論点はほんのわずかであるが、それもソルトレイクシティにいる間に何とか方向性を合意しようということになった。

<分科会>

なお、本日は首席交渉官会合と並行して、11 の分科会（ワーキンググループ）が開催されている。昨日の 10 分野に越境サービスが加わった。